

刀劍講話

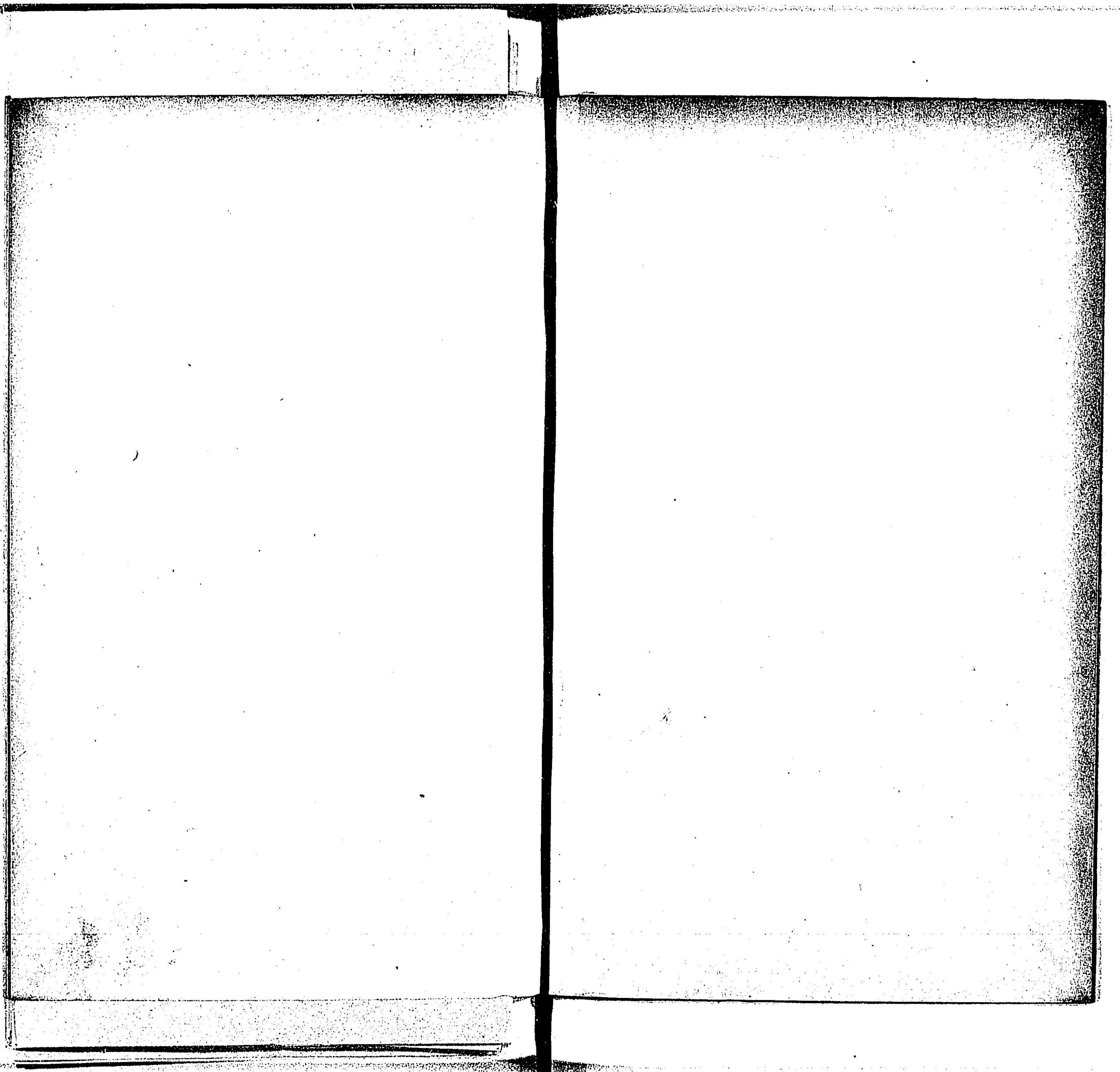
188

524



188  
6  
524







刀劍譜卷五目錄

第一折紙の刀劍 一丁

第二刀劍の忠 二丁

第三刀劍の味 三丁

第四格物切家 四丁

第五試しの名刃 五丁

第六伊勢の宝刀 六丁

第七津田一匹 七丁

第八伊勢の宝刀 八丁



第九卷家ノ宝ノ目



折紙付の刀劔



十三回

十二年十一月十二日於遊就館  
折紙付の刀劔に就て  
今村長賀君述

道の終りで、先づ五歳七道の古刀、及新刀  
の法、殆ハ大様一順ハおぼま一たゆへ、今  
日ハ折紙付の刀に就ても、注意を要せね  
ば、間違があること中事を一志、由緒被一ま  
す、夫より付本、何弥家の折紙の順序から概





略中上ます然る小刀劔の折紙ハ其以前よりあつたさ中ま来る可破事と波した折紙で現今に至るまで由傳つて来るものハ先づ豊臣時代の本阿弥が極めたのが残つて存ります此でまより以前のものは絶へて世に見請ません此本阿弥家の折紙も豊太閤より本阿弥光徳に命ぜられて出す度小なりまして其頃迄は共盛ん小折紙を生じやうでありました此時より名刀を折紙がかけまばなら

本阿弥系図

ぬやうに成つて来り、続いて徳川時代に至ります、盛大小行は此、由一折徳まで、本阿弥家が連綿と存して居ります、此本阿弥家系図の度由極撮んて中上ます、れバ、量ハ菅原姓で五条家の血統である、と中度であります、初代を、  
本妙、三代妙大、四大妙秀、五代妙壽、  
六代本光、七代光心、八代光刺、九代が光徳、此光徳に至り、立派な折紙が、出来、支が今以大工賞懸せられて居ります。



折紙料

夫此光徳ハ実名を益忠とナリ此折紙を  
出すに付て豊太閣より賜つたとナリ  
如此本の字の銅印を黒肉にて表判小捺  
一ナリ此折紙の料ハ代金子拾枚付く折  
紙のきバ銀子拾枚の禮金を往る定めて  
ありま一た唯今と違ひ其時代ハ金一が  
銀十に当る割合であつて此が料が礼  
金でありま夫故か極めの代附ハ至つ  
て低いものでありま一ふまた其時代の  
賣買價格ハ折紙の代附より一倍以上ニ

光徳

三倍も減一たのであつたさ中まであ  
ります既ニ菱長元和寛永以前の賣買  
價格ハ埋忠家押形などにもまことに見へ  
ておりました唯今ハまご大反對で二三  
枚以上の折紙が附ておりましたも實價  
ハ減二惱まき亦價に成つておりましたま  
中すも餘り空位ニ流札多暗小昇せ過ぎ  
た故でありませう採光徳の折紙ハ天正  
より菱長九々までの旨なり花押も能く  
分つておりました後代との花押も取揃え後  
三



光室

剗所覧に入れます。由は光徳の先代光  
剗、刀劔極め所を豊公より命ぜられた  
と申すでありますが、光剗の折紙ハ世間  
に絶へてございません。又同人の花押を  
ごもごのような花押で伺います。か  
今残つて在る本阿弥三四家に就て詮議  
後、まご後主により、調らぶまゝたがね  
からず光徳の代より、以降ハ判然と分つ  
てあります。

○十代目ハ光室まで実名を直忠と申し、此

光温

光室ハ寛永九年より、寛永二丑年まで、或  
十式ケ年召の折紙があり、是ハ一代の内  
に初と後と花押が少く異り、二様に成て  
あります。

○十一代目ハ光温まで忠利と申し、寛永  
三年より、寛文七年まで、四十式ケ年間の  
折紙があり、おまが前後に在り、一書長い  
年数であります。此光温の折紙ハ一  
山ある筈であります。光温光室光温通  
りの折紙ハ至つて代附が低うござります。



光常

すゆへ、世の移るに於て、献上物や、逢相ふ  
ぶに、八代附の喜いのを好んだ、その見  
へ、十二代光常、十三代光忠などの時代に  
至り、代附を喜くまき習へさせまし、か  
ら、兼外光温以上の古き折紙ハ、今日残つ  
てたりません、此代付の低き古折紙ハ、元  
由賞紙作ります、右光温の花押ハ、後五  
交吳つてたります

○十二代光常曼ハ忠益と申し、寛文七年  
より元禄九子年まで三拾々年間の折紙

光忠

があり、曼ハ一代の内花押が、多交吳つて  
あります

○十三代光忠曼ハ忠陳と申し、元禄九子  
の十二月より享保十己年九月まで、三拾  
々年間の折紙があり、此光常、光忠の二代  
が、折紙の最も盛んな時代で、極め由、慥小  
て曼等を元禄折紙とか元禄金銘、又ハ元  
禄朱銘とか申し、大に称美致し、ます  
○十四代光勇曼ハ忠亮と申し、後小忠則  
と改めまし、享保十年の末より、宝曆十

光勇



光純

辰年迄、三拾六ヶ年間の杉紙があります  
○十五代光純忠宣と申し、宝曆十一己年  
より、明和八卯年七月まで、拾五ヶ年より、  
爰が一當短き年数であります

光久

○十六代光久是ハ忠起と申し、明和八卯  
年十一月より、寛政元酉年迄、拾九ヶ年  
間であります

光一

○十七代光一忠皎と申し、寛政元酉年よ  
り、文政八酉年迄、三拾七ヶ年間であります

光繼

○十八代光繼爰ハ忠繼と申し、文政八酉  
年より、嘉永七寅年まで、三拾ヶ年間であ  
ります

忠明

○十九代忠明、此代より、法維新になり、  
數代連綿と致し、本家筋が、慶礼まじり、  
然る爰此代の子弟が、分家致し、武百年  
程以前、一時、本阿弥姓を唱へた者が、十  
五六家もあつて、まが何れも、目利並研職  
を致し、存り、中には甚敷不承りある者が  
出来まゝして、やゝもすれば、家名を稱すや



添状

うな、夏が有りまして、それでは其中で十二  
家を撰んで、余ハ本阿弥の家名を称する夏  
を差止めました。其後右十二家の子弟が、  
家業を継ぎます。本阿弥を名乗る夏  
ハ必未だ、松田中苗字を唱へさせたもの  
であります。此松田と申ハ、母方の姓であ  
つたと申夏であります。本家ハ代々三郎  
兵衛と申し、折紙ハ此本家より出す夏に  
成つておられ、外十一家よりハ折紙の下調  
らべ出る添状と申すを申し、此添状ハ本家

鑑定會

の十一家より、勝手又出す夏が出来ます。  
右の如く折紙ハ、本家の所有物と極つて  
おります。か、毎月六回、本家の三郎兵衛  
方に定會が立つておられ、此大名始め其他  
諸方より鑑定を頼まれた。道具を石會小  
外十一家より申す持出し、其會で鑑定し、討  
論の上、本家三郎兵衛が議長と成つて、決  
を採つて、折紙を出し、其折紙ハ何の月で  
も日付ハ三日と極つております。此本家  
が若年又ハ病氣等にて職務出来難い時



ハ同姓中互選で、本家の後見を致し、他分  
散重になつてたつた様子であり、右  
折紙は用ゆる券ハ奉主であります。光  
温時代までハ紙の質が区々で寸法も矢  
張揃ひませぬが、光常の代より以來ハ加  
賀の前田家より、特別製の質の堅い結構  
な奉主を折紙用に年々贈致し、之を用ひ  
たものであります。其以來代々の折  
券ハ、紙の質も寸法もキヤンと極つてた  
り、折紙の真偽も鑑別致しよく至極行届

下札

いたれ世指で有りまゝ、折紙の代附の  
変由、後令バ代金子拾枚とあるハ元ハ大  
判拾枚、即ち小判百両に相当し、其後  
分金が出来まゝ、拾枚が七拾五両小成  
りまゝした。五枚以上の極めが付く道具  
札バ、折券を出し、五枚以下ハ札極めであ  
りませぬ。札を布阿弥の下げ札とも申し  
ます。又代百貫とか、又ハ貳百貫と申すの  
な、折紙もあり、申す代百貫と申すの  
か、即ち金子五枚に当る割合になつて居



り、是ハ永鈔の刻合である。中々であり、  
ますは錢極めの方ハ少い方であり、ます  
から却て此方を賞翫致し、未つてたりま  
す。右の札極めと中ハ大抵三枚五兩道の  
もの、四枚と中數ハ、元和寛永にまでの  
古き極めに朽劣あり、ますが、其以來ハ絶  
へて無之、是ハ好まぬ數で、やめに致した  
と中々であり、ます、矢張昔も、幣を搦  
いたもの、と見へます、ます、古き極先にも  
極へます、でも、きツと指し込ん、金何枚、但

極へますと致した、札極めあり、ます、是も  
何分不都合で、あると中々すので、後にハ全  
く中身計りの、變り成り、ます、前も、中  
上た通り、最初ハ極めの代附が、至つて、低  
うござり、ます、て、實際の、賣買、並、順ハ、朽劣  
表の代附より、一、二倍、以上、に、取引を、致し  
て、あり、其、後世の、移るに、依り、寛永の、折紙  
ハ、寛文頃、に、未だ、へ、寛文、朽劣、ハ、元禄、に、至  
り、未だ、へ、て、代附が、低く、と、上る、と、云ふ、形  
勢で、一ツの、刀が、本阿弥家の、門を、何、な、望



なく潜つており、是等の事ハ同家小存之  
 留牒を見ますと判然と分つております  
 右留牒ハ代牒とも唱へ、お多を申した旨、  
 其代附を留め並たる根柢で、今も存して  
 存ります、お残のま智へ、代附を上げる旨  
 の手数料ハ、仮令ハ、最初指板の折紙が式  
 指板に代よりなれば、最初指板ハ既に  
 手数料を払ひあるゆへ、お多を据へる旨  
 新に昇進志たる指板の手数料も、お多が足  
 り、お故順とと上げたるので、是等ハ以づ

ま献上おや、進物用かどに代付の旨いを  
 好んだおの、お見へます、本阿弥数代の中  
 で、極盛んおお試の出ております、お元祿  
 お後であり、お是此頃の極めハ、お愼かゆの  
 で、世お賞祝致します、其次の光勇お至り  
 ますると、享保十年の末からでございま  
 す、おが、代の旨か、お未ハ、緩んたおの、お見  
 へます、お余程悪しき極おあります、其次  
 の光純以下ハ、甚しく劣つたおので、宝暦  
 明和以降の極めハ、誠お悪うござります、  
 二



此時分の折紙ハ世小田沼折紙と申す  
て、由老中田沼の歳命でました、正宗一  
流の極めが沢山あると申す、是ハ後  
大名などへ將軍家から下されぬに、  
へさしたぬので、其実時代位とも、甚しく  
是らぬものがあります、兎に角折紙ハ享  
保十年九月以前の目付あるものが、慥か  
であり、また志か、一確今と違ひ、昔の江戸  
ハ火災が盛んでありますから、刀ハ焼け  
て折れ、斗り、又ハ刀と折紙と別々に

迷い出ました、離れ折紙が、世間と散かつ  
ております、そのを奸商が高價に買入れ、似  
寄の刀に取合せ、賣込んだものも、沢山  
あり、また、是をきで折紙附の刀が出来、其れ  
バ、先づ現物の容体で、是ハ此時代の折紙  
の附べき刀でない、取合せ折紙で、何と  
申す夏が一見して分るのもあります、又  
此月も折紙通り、最である、と見れば、鈕  
を取除き、また下た刀柄の所に、近未来を  
入ってきたものにて、是ハかど、氣を附け、吳糸



おき候なれば、寸尺を當つて見折す。此  
おし通り、折戔のま方ハ、假令ハ、正宗の刀  
なれば、正宗、正真、長さ、式、尺、何、寸、何、分、磨、上  
げ、銀、表、裏、相、有、之、代、金、子、何、百、何、拾、枚、と、波  
し、末、の、方、に、年、号、月、日、を、記、し、其、下、た、し、小  
何、の、二、字、と、花、押、を、波、し、其、花、押、の、表、の、方  
へ、例、の、豊、太、閻、より、お、領、の、本、の、字、此、銅、系  
を、黒、肉、で、捺、し、て、あり、ます、は、銅、系、ハ、代、と  
お、疏、致、し、存、り、ます、右、の、如、く、折、戔、の、表、で  
ハ、刃、文、ハ、直、刃、か、又、乱、刃、な、る、か、出、末、の、横

子、等、も、浮、て、分、ら、ぬ、ゆ、へ、奸、商、ハ、ま、を、幸、ふ、  
離、れ、折、紙、が、あ、れ、ば、ま、に、似、寄、の、火、し、長、き  
刀、を、見、付、事、区、を、す、り、込、み、寸、尺、を、合、せ、胡  
魔、化、し、た、刀、の、が、沃、山、あ、り、ます、如、此、取、合  
せ、た、刀、の、ハ、勿、論、抜、目、な、く、區、下、た、へ、鑄、を  
付、て、一、寸、分、ら、ぬ、操、り、致、し、て、あり、ます、が、  
よく、熟、覽、致、し、ます、ま、ば、觀、破、さ、る、ま、も、出  
ま、ま、す、先、づ、格、別、丈、等、の、所、も、あ、や、しく、あ  
く、至、極、最、も、で、あ、る、と、見、ま、す、れ、ば、終、亦、念  
の、め、に、幸、い、本、阿、弥、成、善、方、に、折、戔、を、出、し



左時の代々の留帳が今以保存してあり  
ますから、それへ引合せたれば、  
よく分ります。是ハ根元本家の三郎兵  
衛方にあるべきものであります。瓦解  
の時分他へ抵当に成つて居り、昭徳の代  
代よあつて外平阿弥ハ金程衰へました  
が、此成善家の密父平十郎と申すが、常へ  
て居りました。お札が力で取戻し、唯今以  
て成善方と持傳へております。お札を一  
覽致します。是を以、来近年までの年代

を区別致し、保存してあり、余程貴重なる  
のであります。其留帳にはたゞへバ、金何  
枚何の作、折紙きくとか、又ハ札きくとか有  
つて、其看まは將軍家より来りたるハ由  
相とあり、由三郎、由三郎方より来りたる  
ハ尾州横とか、何横とか横付きて、諸大名  
より来りたるハ何の何の守殿よりとあ  
り、其以下は成つてハ殿の字も付ず、何某  
と書切りにあります。下の方にハ夫を括  
弧し、集つた、何共、由とか何右衛門とか中、  
三



同姓中の名が祀あり其服に長さ式尺  
何寸何分表裏袖を録或ハ素國光三字録  
に目釘穴國の字へ懸るとか又ハ少し磨  
り上刃棟スリ中心の先き切古釘何寸録  
るとか又ハ差表刃まちより何寸何分計  
り上り地ハ荒何りお打の棟に切込を  
あり表の方横手より何寸何分下り刃が  
らみあり帽子表の方ありくとか善一と  
か又彫物などがあまば差表に真の俱利  
伽羅ウラニ護摩箸に梵字とか或ハ不動

とかハ幅大菩薩とか其彫りの、夏など  
明細に記して後らまでも此夜押への  
糸得るやうに其個所がま留めて了な人  
々の人相まを記したやうに此留條に記  
してありますからそれ念を入るゝに  
ハ折紙と刀とがねを被してこれおれバ  
間違もあるまいと思ふ刀ハ本何弥へお  
みて留條を引合してもらいますきバ取  
合せおろか正しきものか其真偽ハおに  
かります、先年ハ外腰家より出ました磨



り上げを致す抄紙付の老文字刀があり  
才一て至極最らしく見へま一から右  
留條又當つて被らべ才一と所全く違つ  
ており忽ち取合せ抄紙の化けの皮が顯  
はれま一其後ま一備前並光の刀に立  
派な元福抄紙のものが集りま一たが元  
福極めの並光に及ぶと少一位是らず先  
づ備光と一か見へませぬ是にハ字の俱  
利伽羅の用がありま一ハ梵字を彫性も  
よく抄紙もよく見へませぬが本文の刀が

ぬけ折紙

何分喰足らぬ所がありませから被ら  
貫ひま一ハが果一そ右の留條又載つて  
おりませぬ然るに紙質も不章も筆跡も  
よろ一と合点まいらぬ是ハどういふ  
のであるかど一はる兼り合せま一た是  
ハぬけ抄紙と稱へま一て同家の手代が  
竊に粘へたの故判り紙も本當である  
が因縁で折紙を出一と手数料をせ一ぬた  
りのでま一ゆへ留條へ登記する責が公系  
ずい類が折紙あつてこまるま一  
三



たか標のまのあり、折紙の中は曲断が  
表ません  
徳川時代には長者の財産調べなごにも  
折紙付の刀何枚何腰と申さうなまの  
あり、折紙付の刀は非常に貴んだりので  
あり、まの田舎なごの留條に引合  
るまの一才出来ませぬゆへ、取合せ折紙  
ハ多く田舎へ廻りており、書画なご、同  
様遠隔の地はあり、刀剣ハおして曲断が  
ありません、書画の鑑定なごの極め札と

連ひ、刀劔折紙ハ、幸ひ本阿弥方に、右留條  
が存して存りますから、誠に仕合であり  
まゝ、画室跡の室本なごには、極め札  
の留條もあつた換子でござりますすが、今  
では散失致して、おいと申せ、あります  
から、弥増傳の極めが、あら、都合であり  
ませう、右本阿弥の留條も、其以前ハ二通  
りあつて、根元ハ、此葉の通り、本阿弥家  
元ハ京都にあり、たから、京都に、つ  
ま、同様の留條を江戸にも、つ  
つ



たり、江戸で極めたものハ、右の細おるま  
付を、京都へ送つてきり、若もどちらが、  
くしても、善支のなきやうに、被してあつ  
た横子でありました。が、京都にあつたの  
ハ、疾うに、乞うして、唯今でハ一本に成つ  
ており、善一曼が失せましたと、真に困つた  
ものとおもいます。此留條の保存上、又付  
ても、年々甚だ心配致して、移りまして、  
いづれ此書も、所お淡中上、何とかが方法を  
付け直と存して、おります。右に中上げた。

折紙付の刀にて、本阿弥成善方へ調らべ  
にやりました。因人より調らべて、寄裁し  
た。留條字と、右刀が、互きに符合致して居  
るもの、を、出参考のため、二三刀指出して  
直きました。又下付札極め、并に添状極め  
と中やうな、片の、丁な揃ふて、おりまし  
た。か、又、是取揃へ、入法、覽ませ、前条中上  
けた、本阿弥、本家代りの、花押、在り、通りで  
ありませ。



平阿泥家花柳

九代

光德益忠

寛長九年迄

十代

光室直忠

寛長九年より

五

寛長二年より

寛永二丑年迄

十一代

光温忠利

五

寛永三年より

五

寛永三年より

正保三年迄

五

寛文三年より

五

寛文四年 万治三

寛文三年

五

寛文五年より

二



代二 光常 忠益

同七年迄

𠄎

寛文七年より

𠄎

寛文 年より

元禄九子年迄

代三 光忠 忠陳

𠄎

元禄九子年十二月より

享保十年己の九月迄

但此代より以後ハ一代より花押となる

代四 光勇 忠流

改忠  
公期

𠄎

享保十年より

宝暦十年迄

代五 光純 忠宣

𠄎

宝暦十一日年より

明和八卯七月迄

代六 光久 忠起

𠄎

明和八年卯十一月より

寛政元酉年迄



附七 光一忠皎

正心

寛政元酉年より

文政八酉年迄

附八 光鑑忠鑑

正心

文政八酉年より

嘉永七寅年迄

附九

忠明

正心

以上

刀剣忠

明治三十二年二月三日於遊就館

刀剣中心の夏小純て

今村長賀君述

第十四回

本日ハ中心の等級をいふ正不正の中心  
見様の夏を荒まし中上外其順序ハ先つ  
第一又生中心を執りて目釘穴を二つあ  
る打立て熱の修完全なるもの

第二生中心を銘まで必しをり上付目  
釘穴二ツ三ツあるもの

生忠



第三摺上片物にて由中心の先きに鉄を  
残せるもの

但折返し鉄ハ其次であるは折返し鉄  
ハ他の鉄を巧に利用せしめしものあり  
故に格別に注意を要せねばならず  
ん中ふを平造の短刀ハシノギ造の刀  
の鉄を用ぬ又ハシノギ造の刀ハ平造  
短刀の鉄を入るるものあり是等ハ其  
中ふても鑑別致しよくまじ流鉄と中  
ふが降ります是ハ以第三條に當る中

心の先きに鉄残りたるものに多くあ  
り此位方ハ古き中心の鉄を切り取り  
裏の方より肉を切り落し落くして其  
附けへきまり上を鉄刀の中心の先き  
をまじ大けまり落し程よく其跡へは  
め入る其合せ目を巧みに気長くた  
き寄せ合せうまくさびを付けあり是  
等ハ一寸分りかぬるおがありまは既  
に先年直江志津と見ゆる乱刃のよき  
刀兼氏の鉄をうまく流鉄致したる物  
ニ



を見詰まりしは是等ハ別而注意を要し  
ます

第四摺上げを鉄相ふても中心の先きに  
古釘及び生穴等を移せしもの但此古釘  
及び生穴等移つておきバ其國所手筋及  
此時代等を確むる考証とある併し是に  
由前条の如く古きさび色のよき中心を  
派鉄同様の仕方にて改したるばかりも  
のがあります

第五大瓦り上無鉄相ふて全く何も残つ

て残らぬもの

但此大瓦り上もの、中より是れ元和  
寛永頃の焼刃初代打のよき出来たる  
もの左全く大瓦り上げ相の如くなし  
たるものありまゝ極新表打立ものも  
最初より大瓦り上げ無鉄相の如く振  
へたるばかりのものあり是等ハ中心に  
焼刃新器之焼出しまじ際にあるもの  
す、見詰まり

先づ仮に以上之五等より区別致し以て一



等に位を有るものハ極めて品位尊く才二  
才三才四と次第に劣り最下才五に至つ  
てハ武用一式にハ差支なきも全体の形  
古崩進中ニハ及格好の釣合を失ひ月味  
ヲ關係致し巻塚其由のモあり且又剣梵  
字神仏の名号或ハ俱利伽羅龍又ハ不動  
の立像ニ類彫物有之を後世亦至り傾着  
亦く是り上げ凡て全体の位地を失ひか  
た已者小為し作者をして地下にたかし  
むるの思ひある由の跡分沃山見法また

献上物

是等ハまゝ一層気の毒なるものでありま  
す是利時代かごでハ献上物や或ハ押立  
つたる儀式の進上物かごにを柳上げ無  
駄ものハ巻ハ巻ハ巻在駄物を撰んだと云  
ふ事ハ明らかなる故實也武家名目抄刀  
劔の部又ハ同下く儀式ニ部小ものせ  
あり外併し其時代でも相互の間に相付  
る平常のやり取り亦巻物を是り上無駄  
物も是つたと申す由のせでありませ  
るり上物の流りハ豊臣氏より徳川氏に



かけ大に行は走則ち天正頃より元和寛  
永頃小至る刀工埋忠家押形集おどよを  
此時代新規より上表ニ金銘うらに赤何  
弥の名判を因ドク金象眼に入札たる物  
決山見へてたりに中より銘帯し後に何  
に成り中々とかおかしき変を記すあり  
そのも見へてたりにすき量考の中より中  
心先き小銘を殊し又ハ片平小古釘を殊  
古位の量ハ最安く出来たであらうと思  
はせるものも随分あり外若鳥尚優美か

る大將太刀でも造らんと其量バ量非と  
も中身ハ右刀上他の完全なるものを撰  
ハねバなりませぬ功五等小位する大寸  
り上りのを連由品位ハ勿論不格好もて  
間に合いまん先つ量考の大なり上もの  
ハ量利時氏の未より今日まで用ゆる所  
の帯ひへ直き差に在る刀小志か成らぬ  
徳川時代よても後小あり將軍御指料に  
ハ考ら生中心を銘をツ目釘穴のものを  
用ひら甚ふと中量でありませぬまた徳大



右の家々小おきまゝに口なり短刀か  
り生中心一ツ目釘穴の上作古刀を献上  
用として野並いたまのべあり外 然る  
に表り上物は受ハ寸尺の好小寄全く然  
疵なる由のをばざと摺上げたるもの  
疵元こ荒き又ハ疵等有之夫を隠れ為め  
すり上たる由のと其他こ古きもの、上  
又焼刃馳け出し或ハ帽子をくかりたる  
を然と焼直したるもの有之此然と焼直  
するは中心に火気の穢さぬよふ積りの

後方あり上ハ紫色小なる位あぶりたる  
ハ焼刃ハ失せて仕舞をさぶと研当  
て焼刃土を付け直乱とも其好小なり刃  
取返し更ハ焼直し中心と取合せの処ハ  
餘程注意ハ後してあまご自然と火気を  
清け水氣又ハ火気の穢したる所中心の  
さび臭味を帯たる鏡色ハ免れがしく夫  
等の処を隠れため区をすりこみ火しく  
上げ物と為る故中心釣合より長くあり  
又ハ中心の先きを切りたる由あり此で



通りあしき作

普通のすり上げ物に紛ふ様に致したる  
もあり外是等ハ餘程注意を要する所也  
あり外 まゝ通りのありき作の出来よ  
きハ銘を讀し通りよき他の銘を入きた  
る所の往々有之是等ハ銘の有処の肉を  
と其上へ下たの肉を及ひ釘目小むら  
之或まゝレノギ造りなれバ中心の中レ  
ノギが上の方と中心の先きに對し銘の  
ある所の中レノギ曲りてわりのせぬか  
又ハ肉の不目等も毎之或是等の処まで

もよく 注意せねばなりませんまゝ  
生中心を致して其時代其他と見ゆるも  
の亦ても中にハたさへバ偽前足船任政  
光とか何光とかありそまに表數ハ延文  
貞治元安頃の年号あるものを政の字を  
程よくたがねてよせ流し其上へ並の  
字を切り延文の兼光とあし是等ハ子弟  
と他を火し昇進させたるものとも出来も  
全く其他に似てたり一寸心付かざら流  
小通り来りたるもの時とありまは延頃



も此直一ゆのを買求めたる人あり先の  
毒なことであります又ハ元永年号入  
偽分と弘則光とが利光の類のよく出来  
たるハ則の一字利の一字を前の如く誤  
し其出来を見立て盛の字又ハ康の字な  
ごを補ひ通りよき盛光康光等に推へた  
るハの此類毎有之二付中々由断ハな  
りません出流おしく元永前後の偽前  
鍛治ハ頗る盛なるものにて寛文延宝天  
和頃の大江鍛冶全盛時代小浪華の類方

と中銘切りばかり家業と致し至て上手  
なる専門家がこきありたると同様に永  
頃も銘切を書務家業とせしもの有之  
たると見へ孰きの作らても同一なる鉄  
夕が示して有之ゆへ通りの行しき作ハ  
唯一字さへ直し通りよきもの小異違さ  
せたるもの沢山ありまを依るは鉄ハ光  
の字の上にある一字此処火一肉窪之ボ  
ツと柄込之多る上ニ切てある鉄ハ  
余程注意を致さねばかりません  
ニ



物もても兼何並何と通りの宜しからぬ  
の浮山有之中出来よきものハ其刃取  
りの横横より假令バ地鉄細美小九五  
ノ目白出来によく出来たるハ下の字を  
定と直しきハ鉄付の係山に乱れてよく  
ほくき働きたるハ同トく一字を下の字  
に並し三本杖ニ出来たるハ並元ニ改し  
たる所の浮山有之是等も峰下の一字を  
かへるまでして格別手問もかゝらる既に  
に過日由木挽断刃で見たる是短刃の如

きハ取合と中出来と云ひ誠よきの利た  
る短刃であり可！たが矢張是も下の字  
を古く並し一寸見ハ中よりよき兼定であ  
りまゝの故に定又ハ定兼元おごハ下の  
一字の所肉を釘目鉄夕が示共尤注意が  
必要であります  
まゝの長巻糸糸織 同奥正 法紋康継等  
の作に寛文頃山野加右衛門永久同苗勘  
十郎久英おごの二ツ胴切落とか三ツ胴  
裁断とか金象眼の試し鉄立流し入たる



刀ハ格別に入念吟味致さねバ間違ガあ  
リ升量等ハ同時代の江戸打子大和守  
安定上総介量重千手院盛國法城寺橋正  
弘出雲守吉武の款亦てよく其出来に似  
たる刀に右金象眼試鉄有之を表鉄を  
リ洪し更小鉄を切替へたるもの往々有  
之中小を餘程年数も立ちて殆ど見紛ふ  
ものもあり然るに表鉄ハ裏の金象眼試  
鉄の入つたる方より若き試ハなき筈な  
るに却て表の方表より錆色時代有之表

鉄

鉄の方若く是等ハ中心の厚味肉落刃方  
及ひ先き別而落きものであり其既に  
近年まで存せし下谷小居た細田直光  
と中刀工よて鉄切の上手がありま  
中も肥前近江大塚藤原忠廣席徹貞  
などの鉄ハ揚きてよく切り是が直した  
もの亦ても餘程深山あり升量札ハ其以  
前も同様之鉄切りが數十人有之何程  
出来たを我中々美へ切きぬ程ありませ  
う系部大坂おどふてハ終以深山後一今



以て絶へずやつており才  
正不正の区別を概畧中上き  
正変りのハ

第一 中心の肉むらなくシノギ造なき

ハ中シノギの筋よく通る

第二 釘目正しく通り

第三 錆色よく

第四 研溜り際に括込なく

第五 鋸急りの処刃棟の角へコマダ

第六 鋸小タがネ枕あり

第七 目釘穴の縁ちギツハリと致たる

事

不正なるものハ

第一 中心の肉むら有之山吉作もやし

錆の如く所々小デコボコある事

第二 多くハ釘目立ず又ハ釘目不明

小一てさび色あり

第三 刃むねの角さび落く白く売げて

おる事

第四 研溜り際にボツ／＼と細き括込



継ぎ

第五 鋸急り刃むねの角殊更に入コエ  
あり

第六 鋸にたがね枕気之更

第七 目釘穴の縁らメリ込んできツパ  
リ枝さぬ更

第八 鋸とマキとの間釘台ありく延色  
ぎある所のあり

序に継中心之更由荒まし中上まを  
古きを敷物之更ぐまて疵物と成りたる

竹村三明

もの、中心を取り其作に似寄たる様形  
規に打立可し継たるもあり又ハ古き  
を敷物へ継きたるもの有り其更継方ハ  
括之継ぎ又ハ三味線継など、中三味線  
棹の継方小敷ひ枝したるもあり是等ハ  
多く鎮当に致しあり且か一継きハ鉄な  
く細川正義おどハ上年小枝したるの中  
更でありまき水心子弟子の竹村三明と  
中もの旅行せし小路傍に木挽職人が大  
ある材木を引懸け休み居る由へそこに



立家煙学の火をかり一服技しきしと  
二ろが其木扱大鋸の刃の折れたるを毛  
造化に継合せ頓て仕度不取急しし中へ  
夫より實用之足るや否之度ねる所一  
な継きたる又ハ再ひ欠落る愛ひハ決し  
て無之と申度申へ手に取り熟覽技を所  
外より継きたる刃見へて堅固に喰つき  
有之夫に感心技し然ると其傳を習ひ由  
宅之上其他より継中心を致しうまく出  
来まどり屬しお試し次第に上達し神田

四し刀屋の注父ふて右永備翁に写りの  
を報ひ夫へ古きを歎の中心を継き充公  
手入後し右刀や或本所しに柄糸して流  
状を執たる所中心ハよいが上之が若く  
継中心よて有之付流状ハ出せぬと  
申度申へを尋ならバ打折つて流覽おさ  
い折きたれバ私が損折れざる時ハ先  
謝義より流状をおもらひ流覽に志よ  
うと掛勝負よて打折し急り右所右竹村  
が継ぎたる中心を尋べて折きたるふ



正真の中流状を取たと申すも兼つてた  
りませ

是ハ甚おこがま—き度よて流中上か  
ねまきらるる十五年の春頃私が本口外  
町小居た時分左永備前守光の式尺式寸  
斗りに細身よて表裏ハ—キの上よて丸  
当の極有之小乱刃よて一寸見直る左永  
備前と見ゆる氣の利きたる刃力を元研  
師よて刀商を並たる或老人賣小糸り見  
ま—た下よき蠟色ぬりの鞘小入り古き

研よて処—小鑄を生し最ら—きゆので  
ありまきが左家頃の備前刀にあるまじ  
き鏡ガ帽子の阿—ま又ハ所—乱のアタ  
マ—ポツ—と見へ疑念を生し等と熟  
脱枝—ま—の中心ハ古き拍なまきども  
上ハ新—く全く水心子以末の物と見へ  
ま—継キ—の心付きま—から其由  
在中—た所老人中—不取よて合点  
不仕えきなきバ折つても直家か—中  
ま—の勿論若葉を—中—幸い



定の柱に貫き定有之夫に差込之左右へ  
十うばかり揺り立ると見て去きバ継  
目程イ判然とかりまゝ一層強く  
又つふつやりまゝた不其継手が放きま  
した仍る其罫を代り不右之中心を留ま  
き上之斗り返してやりまゝた此中心い  
まぶ不持致しておりまゝかゝ今日入法  
覽才に此継方ハ目釘元の上にて継ある  
故若も変ある時ハ忽ち折きて不覚を取  
る危険な事物むべき継方て何り同じ継

中心でも目釘元より下の方より継たる  
ハ必し罷の程きやり方であり其中心  
之変に就ても以上上た通り程々の云  
々が何りまゝから曲断なりません先つ  
今日を是で法先を蒙りませう



刀劍刃味

明治三十三年一月十四日於遊就館  
刀劍刃味の事を就て

今村長賀君述

第十五回

本日ハ刃味の要ヲ就て出づ。仕針亦此  
刀劍の刃味を試したる要ハ表紙知之通  
リ多田の満仲時代より二巻あり其後由  
統て行はきたふふであり。すか徳川時  
代寛文延宝が最も盛なる要で江戸に  
てハ山野加右衛門尉永久同勘十郎久英



拵物切

山田浅右卫门

古手鍛冶備考

なご中拵物切りの有名家が有り是等の  
の試鋳入つたる刀ハ沢山あり外が重業  
拵の作との名を深切にのせて阿るのハ  
山田浅右衛門著述の古今鍛冶備考であ  
りませう同家ハ代々江戸の首切りの家  
まてかよばら拵物切をよく扱へたる有  
名家まて麴町ま住居し刃味の真に就て  
ハ前後ま無之實際の経験家で同人作ま  
ても角津田と丸津田の刃味に區別を扱  
へたる精密なる姿あごに玉つてハ彼の

懐宝劍尺

やかま一家の水心子正秀なごも感心致  
しており又山田氏も其門人ハ沢山有  
之中と盛なる姿まて真に感心仕ますま  
た杉本の懐宝劍尺之中も同氏関係致  
したる業物の次第がのせて阿るも此等  
ハ第一を最上の大業物とし第二を大業  
拵第三を良業物第四を業拵とし其位を  
四等に區別致し其分つ所の大意ハ先づ  
十刀の中八九刀火加減程よく大切きあ  
り一作を第一の最上の大業物の部に入



き同く七八刀あるを第二の大業物に  
入れ同く五六刀あるを第三の良業物  
とし同く三四刀あるものを第四の業  
物の部に入きて區別被し勿論其他も火  
加減の過不及或ハ研散を習りたる相  
も有之孰きの化して十刀が十刀共に  
切る、と申度ハなき事よてまじ業なき  
ものも時として出来方により大業何れ  
度もあれどもハ鮮逆の事少へ取らすと  
申度がのせてあり外

業物

右懐宝剣尺ハ寛政之末年出来たり凡  
三指ケ年斗り後れて又政の末右今鑑治  
備考ハ出来たる由へ補らへも次方に行  
届き作りの名も餘程増加被し多るハ身  
然の道理であり外が各方比較被し見  
ると申すハ同作りして階級のお違被し  
ておる他があり外から其一二を上くれ  
バ先づ懐宝剣尺は有之最上の大業物ハ  
長船秀光、長曾祢興里入道、尾徹多々良、長  
幸、陸奥守忠吉、大板、和代の助、廣、初代、國色







代兼友、歎志兼氏、初田、笑兼延、明永、西代兼房、  
初二、字小、歎、益、定、初、永、代、厚、笑、兼、貞、關、並、基、目、二、代、兼、  
元、大、但、業、物、又、小、八、益、上、の、の、大、和、呼、極、色、利、団、  
二、初、代、代、色、永、初、初、知、色、吉、右、文、明、保、右、和、勝、光、元、色、利、団、  
秀、系、光、日、才、京、政、代、清、同、江、四、右、南、門、尉、平、吉、次、  
長、義、門、院、安、長、初、義、景、青、江、の、忠、次、貞、治、青、  
江、四、代、目、次、吉、備、中、國、万、青、庄、住、在、兵、剛、尉、  
恒、次、長、初、順、菱、長、光、初、の、二、將、監、長、光、保、青、江、  
直、次、大、和、鹿、掛、の、初、代、二、代、の、末、國、後、建、治、延、和、の、  
青、江、延、次、初、代、二、代、の、末、國、後、建、治、延、和、の、

國時、相模、末國、次、傷、秀、三、郎、國、宗、但、馬、國、法、  
傳、寺、玉、光、初、代、也、三、系、正、家、中、堂、末、光、色、初、  
青、江、盛、次、曾、四、柘、一、名、斗、り、増、加、波、一、大、業、  
物、の、總、計、八、九、六、柘、工、餘、あり、外、  
扱、又、懷、宝、劍、尺、追、加、の、部、六、十、六、工、の、中、に、  
ハ、大、業、良、業、の、部、又、加、ふ、へ、き、切、治、由、あり、  
ニ、重、録、地、な、け、き、バ、次、中、な、く、在、に、記、す、と、  
一、て、名、取、の、質、光、以、下、土、物、久、重、に、至、る、六、  
十、六、工、が、載、せ、て、あり、外、が、号、も、一、た、志、ら、  
へ、て、見、ま、さ、る、と、鑑、治、傳、考、を、右、六、十、六、  
元



工の中一工由大業物と記したるハ見へ  
ませんさすれバ此六十六工ハ亦三級の  
良業および亦四級業物等の中に入へき  
ものでありま志ようは業相及び業物等  
の部も両方比較後してよく志らふれバ  
必最少し出入も何り負数とおいても同  
備考の方余程増加後しておりませう  
然るに阿部の海部相、南部の金房一汎把  
後の目田貫豊後の高田相おじハ徒分繁  
昌後一其一門大幣あり下作相ぢハ何り

海部物

ますが月味ハよきものにて大切き後し  
るる隻も豫書にのせてありま見ても  
後一且自身にためして見ました事もあ  
りますが右懐宝剣尺並に海部備考共金  
房目田貫、高田物等も亦一級亦二級に  
ハ考人もなく亦三の良業物並亦四の  
業物の中にも見へておりま其が海部相  
に限る各級の中にもつゆ見へませんは  
海部物ハ亦永の源久より天文頃に至る  
まで其一汎二三十工もあり申す由氏吉



房吉、恭吉、なごハ名ある業相であり、  
が絶て其評がのせてありませぬ。如  
何のゆゑか此作人其ハ地下より  
咄迷憾に思ふて存りませぬ。これハ甚  
た氣之毒子業でありませぬ。右試一方  
ハ唯一刀位試したるものハ都て載せぬ  
と断つてあり、外が御座候考に出る大業  
物の中より中堂末光包おびを此せてあ  
りませぬ。これハ太刀などハ誠小なきもの  
にて是を世間にとんと見請ませぬ。短刀

ハ名物の乱光包をほつめ、其他より火  
見持まゝに此光包ハ甚々珍しき作の中  
より入るべきものでありませぬ。此海部物  
ハ只今中上げた通り、彼是二三十五もあ  
り、随分世間小現存致してありませぬ。か  
ら試さぬつた、復ハありませぬ。いかと思ひ  
ませハ不審でありませぬ。例より本日お  
かし上げた才、一級の最上の大業物や才  
二級の大業物の中を、左に記す処の十八  
刀斗り取寄せませぬ。たからゆるく



法覽と下ませ

最上大業物之中

序徹 多々良長幸 ソボ口助廣

初代兼元 二代兼元 初代忠吉

初代國包 貞正 三善長道

長船元重

大業物之中

長船康光 長船盛光 大坂照包

近江大掾 忠廣 興三左衛門尉祐定

彦兵衛尉祐定 角津田 青江次吉



明治三十三年二月曾於遊就館

今村長賀君述

第十六回

据物切

今日ハ前回ハ続きヨリて刃味良き物を  
試した据物切家の姓名のことに付て是  
まで見受ました。姓名と其試にかけた作  
銘の裏と所を概略申上ります  
前回より申上げました通り刃味試のこ  
とハ往古より行れて居りました。其切  
牛の名を中心の裏等に記入被りてあり



中川左平太

ますハ古い所ハ余リ見受けませぬ先つ  
中川左平太是れが古いやうありま  
す此人の試鉄ハ慶長十九年五月廿四  
日中川左平太切之依胴二落本多豊前守  
所持兼元と金象眼ハ入つて居りま  
す此ハ偽中國万壽住吉次の刀是に元和  
五年八月日二ツ胴土岐五寸切之中川左  
平太主鍋島紀伊守と金象眼に入るも  
肥前國武藏大掾藤原忠廣式尺三寸余太

刀鉄直刃の刀の表ハ二ツ胴切手中川左  
平太と是れも<sup>金</sup>象眼が入つて居り  
其他越前宰相忠昌御所持二ツ胴落切手  
中川左平太とある是れも金象眼入りにて  
作ハ越前康継の初代肥後大掾の刀と  
元和四年三月日胴二ツ重切落中川左平  
太切之主源朝臣水野勝負と金象眼入三  
本杉兼元の刀  
次胴黒田筑前守殿御所持切手中川左平  
太とある偽為盛光の刀



同一の金象眼入磨上無銘青江の刀  
元和元<sup>二</sup>年七月十七日雨胴中川在平太藏  
之と金象眼入の大磨上無銘關氏房と見  
ゆる刀

先づ一寸是まで見受けま—ハ右のハ  
刀で慶長元和の表銘がありまが武藏  
大橋忠廣の試ハ此作寛永元年受領被  
たとありまがから寛永までハ矢張中川  
が存命であつたハお連ごさいませぬを  
う—ますると慶長元和寛永へかけ此時

分の掃物切の達人であつたと思はれま  
す

右ハ刀とも皆中川の姓名が入つており  
ます小川の字ハ多く川にあつて居りま  
すが氏房と思はれる無銘の刀も老河の  
字になつて是が一ツ異つて居ります此  
刀ハ金象眼の文字の肉及び書風も外七  
刀とハ少—く異つて居りま—たそき故  
後の偽物かと存—ま—て然く注意被—  
ま—たが時代ハ充分其時代の物のやう



に見受けました其外小与三在衛門祐室  
の皆焼刃で二尺二寸許りの及り高き小  
作りある刀小中川在平太の試鉄の入つ  
た刃のを見受けました刀ハ疑なく正  
真の物なまども象眼ハ少と疑念の所が  
ありました  
一体此中川試ハ是まで見受けける所並の  
刀よりハ孰れも肉合ハ丈夫なる方が多  
くありませ右の典三在衛門の刀ハ中川  
試の前の八刀に比すれば小さい方であ

切手姓名

りまいたそきに続きまして見受けまし  
大切手ハ

寛永より寛文迄まで

山野加右衛門尉永久

右同し

山野勘十郎久英

貞享元禄

山野吉左衛門久豊

延宝天和

富田彌一左衛門尉重綱



元禄

根津三郎兵衛尉光政

元禄

松本長太夫雅友

寛文

柴崎傳左衛門正次

天和

松崎又左衛門重負

天和

松崎新右衛門尉森重

元禄五

服部勘右衛門

享保

真島負左衛門

寛文

大沼甚左衛門正重

延宝

松渡四郎兵衛

万治

村井藤右衛門



寛文

矢島庄兵衛

寛文

前島番右衛門友次

享保

片田勘太夫

因

佐野伴之右衛門

元文

山田玄藏

元文

山田淺右衛門

貞享

岡本勝右衛門

享保

倉持竹右衛門

元祿前あるべし

成田伴右衛門

寛文前なるべし

小川八郎右衛門重治



寛文

梅沢六左衛門勝○

勝の字の下一字後小目釘宛を明け  
て不分明

元禄

三村正延

貞享

鶉飼十郎右衛門尉義真

元禄前なるべし

鶉飼勘解由長  
の字由後小目釘宛を明け  
方切北たり上げ下

同

伊庭左京

寛永頃志るべし

出井仁左衛門

元禄頃志るべし

中西十藏如光

元禄より遥か後

比良野貞彦

元禄頃か山野氏弟子

大沢雅助



亲山丹後守藤原貞政

寛永頃か

宮井六兵衛尉重頼

同

金子助魚

寛文頃か

熊田戸兵衛友輔

熊田戸平とあるもあり同入あるべし

元禄

井上文七郎勝澄

天明

山田源五郎

天明

須藤五太夫

安政

山田吉豊

嘉永

山田朝右衛門吉利

弘化

山田五三郎



寛永

大河八右衛門

延宝

松波時右衛門

外

山田淺右衛門吉隆

今井右門信猶

小松原甚兵衛良正

山田權之助吉隆

天保

山野加右衛門  
同勘十郎

伊賀四郎左衛門 始ノ免毛ト云フ

以上五十名許りありますまぶは他も

沢山ありませう

此中で一當余計ございますハ山野加右

衛門山野勘十郎などが沢山見詰ます

地切試しに用いた作りの由も浦べ

見ましたが右三十名で試した所の數が

八十六刀許りありませ其申○山野加右

衛門○山野勘十郎○富田孫一左衛門等

ハ皆江戸小居つたやうなございまして



殊に達者に切つたものを見へて一當多  
くあり八十六刀中加右衛門の試し  
たのが二十刀許り初十段の試しが九刀  
中川左平太の試しが八刀富田弥一左衛  
門が四刀其他ハ三刀以下一二刀であ  
ります

其中の他に付て中しみまするとどのやう  
な作であらうと一寸油べて見ました  
が八十六刀中長曾称彦徹が九刀其  
中虎の方が六刀扇の方が三刀其子  
與正が二刀

大和守安定が四刀御紋康継が五刀  
兼元が六刀兼定兼定で四刀上野  
氏兼重三刀肥前初代忠吉が二刀  
江戸の吉武が二刀

先づ長位で其他ハ一二刀であり  
ます切争の時代ハ山形加右衛門ハ  
多く寛文年号の入りましたのが  
沢山ごいす然るに寛文頃ハ  
同人の余程老人に於つた時  
分でおぼいすて即ち寛文五年  
二月廿五日四ツ胴とあつて  
山形加右衛門尉永久六十八歳  
おて截断すとあり其



作ハ虎徹乱刃の刀であります  
勘十郎ハもう少シ後まで存命と見へま  
して寛文後の試一があります此勘十郎  
に寛永八年十月十一日廿八日の時切  
之とある二ツ胴切落とある銘大和物  
尻掛と見へる刀があります之を以る御  
へて見ますると勘十郎ハか右極つより  
年が六ツ程弟でございますか右雨門ハ  
永久勘十郎ハ久英にて有人共々久の字  
がありまゝから多分兄弟かと想像致し

山野吉左門

ます

○山野吉左門久豊 此人の試一たも  
の貞亨及び元禄年号があります元禄年  
号ハ近江守法城寺橋正弘の刀で此刀の  
表銘ハ寛文三年八月日湾心の直刃で試  
し銘ハ二ツ胴切落山野吉左門久豊元  
禄元年辰十二月廿六日とありまゝ其  
他に同人の試一た額銘の初代兼元三本  
抄の刀で長が貞享四年十二月十二日二  
ツ胴切落山野吉左門久豊とありまゝ



れは火一加右南門勘十段よりハ後子て  
実名小も久の字もあり多分加右南門勘  
十段中人の中の俸をあらうかと思ひま  
す

富田弥一左行

○富田弥一左南門尉重綱ハ延宝夫和順  
の人にて佐々木一峯刀三ツ胴落延宝  
四年辰六月十二日富田弥一左南門尉重  
綱とあり  
近江守藤原继平刀二ツ胴錫女し切断之  
三ツ胴落岡田氏眼曼見る延宝帳八年十

二月廿二日富田弥一左南門尉重綱とあり  
出雲大掾藤原吉武刀四ツ胴切断之延宝  
三年分四月二日富田弥一左南門尉重綱  
とあり

右字陸奥守包保刀二ツ胴上摺付下二の  
胴天和二年辰正月十九日富田弥一左南  
門尉重綱とあり孰き由悉く花押入り金  
象眼にあつて在ります

根津三郎兵衛

○根津三郎兵衛尉光政 此人由多分江



松平長太夫

ヲの人のヤイでありませぬ此人の試しは  
出雲守藤原吉武の刀両車落元禄八年  
十一月廿二日根津三郎兵衛尉光政とあ  
りまゝ一葉一を切りたる山姥守藤原國清  
刀にニツ胴上一の胴下二の胴元禄四年  
年三月日根津三郎兵衛尉光政も二刀  
共に金象眼小入てなりました  
○松平長太夫雅友此人の試しは是も矢  
張元禄頃であります  
和泉守兼定刀ニツ胴平土迫切断之元禄

柴崎傳左門

二己三月六日松平長太夫雅友  
右同佐の直刃で永正十七年八月日の表  
歟ある刀に是もニツ胴落の歟がありま  
す  
其他小太蘭物と見へます刀小前同様の  
象眼がありませぬ此人ハ余程蘭物を好ん  
だ片のと見へませぬ三刀見受ませぬたが  
悉く実物でござります  
○柴崎傳左門正次  
武州佐石堂泰東連二尺二寸九分ある持



大河の古刀

前の石堂乱の刀是ハ二ツ胴切抜寛文十  
二年八月三日紫崎傳左衛門とあり又陸  
奥守藤原經重刀寛文九年酉十月七日二  
ツ胴截断紫崎傳左衛門正次とあります  
○大河八右衛門是ハ加州前田家の家臣  
で余程達者に切つたやうに見えます此  
試一銘ハ  
加州住兼若の刀に三ツ胴土壇松ふ大河  
八右衛門試之とあります  
兼元の刀万壽二年六月八日三ツ胴土壇

に入るとあつて大河八右衛門様之あり  
是歟の扱念実正利と鞘書ある刀に土壇  
松ふ大河八右衛門長次寛永十九年十一  
月八日の試が有り歌札も金象眼小入つ  
て尾ります此大河八右衛門の試の扱念  
実の鞘書に本阿弥長識の書付が有りま  
す是を小大河八右衛門ハ加賀之土元和  
寛永ノ頃利常中納言に仕ふ當時其業を  
以て名あり明治十七年甲辰春三月鑿定件  
識之本阿弥長識とあります



○宮井六兵衛 ○金子助丞 ○熊田戸兵衛  
曼等ハ皆ホ加賀の人にて寛文前後の時  
代と思われませす  
○井上文七郎勝澄の試しよを元禄八  
八月日の表款ある國貞二字款の刀に元  
禄十年正月十六日於會津井上文七郎  
勝澄一胴試之拂土壇とあり此二字國貞  
ハ會津の鍛冶也てこれあり井上文七郎  
ハ同國人なるべし  
○須藤五太夫 両車

○山田源五郎 乳割

康繼於越前作とある式尺五寸三分  
刀兩人にて試之平時天明八  
月二十日とあり

○山田淺右衛門 兩人試

○山田玄藏

元文五年七月廿二日斬手山田玄藏

同六年二月十三日三ツ胴土壇松山田淺右衛門

作ハ陸奥守忠吉式尺四寸六分半及リ  
四分半



○山田五三郎試し長曾祢與正胆差六寸  
上々尺六寸八分及び式公ハリ乱刃松花  
三年十二月六日乳割土壇松  
○松波時右衛門 是も加賀の人であら  
ふと思はれます  
加洲笠舞住清光延宝の表銘入の胆差小  
次胴土段松味上々切手松波時右衛門延  
宝九年戌二月九日 同月廿七日戸金土  
段拂味上々切手同入とある銀象眼があ  
ります

寸尺の考

其他の人名ハ只今略しますが大羊寛文  
から元禄までの人でありませう  
右試し鉄のある刀の寸尺ハ大抵ニ尺三  
寸内外の扱で式尺五寸を超へたものハ  
玉て稀であります水心子の刀御実用  
福も中一であります通りとうも式尺  
五寸以上の刀ハ普通の人の力量に余る  
ものを見えて寸延刀ハ切札味あしくそ  
れを式尺三寸位に磨上げた札バよく切  
る、そののであるとありますが大矢張刀ハ



象眼の入り

二尺二三寸内外を考ら好んだものを見へす

象眼の入り方ハ古い所を銀象眼多く真鍮象眼もあり金象眼ハ古く寛文より元禄四りの所ハ多くござい生す然るに此切試しをして象眼を入るまゝの費用が寛文から延宝頃ニ減等掛つたゆゑあらうかど一と通り調べて見ましたか或古老の語ハ刃味試しを有名な先生に頼んで其試場の入費且つ象眼を入れて出

来上るまでが一刀二付凡そ金十兩程掛つたこと中すことでありませ其時代の十兩と云ふハ中々大層なもので此銀の通り武家の費消致しませる金持ハ自分の知行米を賣つて并したものでありませから其時代ハ米五石の代金ハ九金三分二三朱位であつたやうでありますから知行米の十五六石から二十石位賣出はふいと出来おかつたやうお訳合おありません中々張込んだものでありませ



福以後ハいよいよ治世ノ懐札ニテ武が衰  
へた札ハ伴札ニテ刃切を賞玩する事ニシテ  
自然ノ衰へたもの見へて大抵金象眼  
の試鉄ハ元福頃が止リて其後ハい  
ても僅ニ大なるもので後々の試鉄ハ大  
抵切付鉄にあつて存リます此五六十年  
前まで金象眼一字の料が金百疋程ハ掛  
リ花押ハ倍増であつたと申す事であり  
ます近來に至りてハ一寸ハ金象眼を裁  
りましても余程掛りやすか出末ハ板

ます品今中上げまゝハ十六刀の中で  
金象眼鉄の沢山入つて居つたものハ一  
刀に五十五字ありまゝハ夫ハ磨上げ兼  
元の根差よて短冊鉄入三本松刃の長さ  
を尺七寸八分中心の表示寛文四年甲三  
月吉日四ツ胴亦截断山野加右衛門尉永  
久花押もあつて年齢ハ六十七歳とあり  
表小寛文元年甲五月吉辰参ッ胴切落山  
野加右衛門尉永久花押迄があります  
を毛に續いて矢張兼元の作三本杉二尺



一寸五分にて及びが四分あります其中心の袁小明曆二年九月十九日だいに土壇に入る宮井六兵衛五様之巻治二年六月八日三ツ胴土壇ニ入ル大河八右衛門五様之と二行小四十六字の金象眼が六つてたり是等の二刀ハ金程入費が掛つた事かと思ひます右兼元の二刀ハ大小亦あつて在り男爵川田家にあつて在り前の五十名程の切手が試とまゝたハ十六刀の作銀莖寸尺とも揃べてありませ

があまり長くなりませから先つ是文中上外若まゝは入用があらませればいつでも法覽に入ませませ御小依り金象眼試銀入の刀を十四五刀陳列せませませから



明治三十三年三月四日 拾遺館  
刀剣刃味 試し家の姓名及ひ刀工作  
銘等の追加に就て

今村長賀君述

第十七回

試し家の姓名と其刀工

今日ハ前回に申上げた刃味試家の五十九名斗の外ハ浦博の人名と其人々の試した刀ハどのやうな能であつたか且つ寸尺長短の差も荒増申上げます  
其中に一二、刀ハ表の試銘ハよくて表の



佐助が後に摺變つて存おいかゞ云ふ疑  
のあるものもございまゑそれでは其寸尺及  
ひ及び恰好刃交まぐ由記して當否た由  
のがありまゝたから其由致し後同其  
刀法凡當りの柄に由見接へを疑ひます  
右試鉄の阿る刀の數ハ余程沢山ありま  
すが中ふハ押形本に依て凡出たもの  
由ありまゑが十に八九ハ現物を實見致  
したものでありまゑ  
参回下中川在平太の試しと他々の復を

山野加右衛門試し

中上げ山野加右衛門試しの他々の復を  
お話致しかけありそくお成りまゑ  
へ中上げしすたから中子を少く重復  
致しまゑが本日ハあらためて中上げま  
す

○山野加右衛門永久 試しの部

長曾祢虎徹入道眞正 刀

刃長二尺三寸及び四分出来ハ小  
刃子て少く幾ホツレにかつており  
そきに



三重二ツ 胴土佐造 山所加右末

和泉守兼重 刀

刃長さ二尺四寸七分半及び二分半  
長八

明歴四年六月九日

二ツ 胴落 山野加右衛門 永久花

押まて金象眼子入る寛文比の試  
一金象眼に比すると書体が余程  
右雅にく肉細く細字になつてた

リ刃文ハ直刃が火一のたき心に  
なり 鍛付き匂ひ深き出来であり  
まに

奥州仙臺住山城大掾藤原國包 刀

長さ二尺三寸及び四分直刃ほつれ  
の鍛付の出来よて余程肉のよき道  
具であり具にハ

寛文四年三月廿五日

三ツ 胴截断 山野加右衛門 六十七

歳とあり其下に永久の二字及び



花押まで金糸眼小入り有之

長曾祿貞久 股指

長リ 一尺八寸七分 生中心目釘穴  
ニツ 序徹風の乱刃 此貞久ハ槍一  
きかのてありすま可矢強弟子打だ  
けに序徹小ハ及びませず先づ是が  
貞久の指もでありませう地鉄ハ劣  
りまきが足の入り方ハお庭によく  
入つておりこまきまを旗矛の彫おあ  
りますまきにはハ

寛文六年十二月廿一日

ニツ 胴截断 山野加右衛門六十九

歳永久花押まで金糸眼小入り

長曾祿虎徹入道貞里 刀

二尺三寸三分 齒多な巾袂の刀

これより

寛文五年二月廿五日

四ツ 胴截断 山野加右衛門六十

八歳永久花押も此金糸眼大肉小至

て刃裏に入ると今ハ汝物に



おりますが大保弘化年間徳川将  
軍家の茶道坊主まで刀劍鑑賞家の  
星野求与と申者の押形本に以刀が  
のせてあります

肥前國忠吉 和代五字 刀

長サ二尺二寸七分 直刃に出る足  
入る まちを五六分斗り摺り込み  
火と磨り上げにあつておりました  
中心の先きハ生の倭子て是にハ  
萬治元年戌九月三日

ニツ 胴截断 山野加右衛門永久  
花押までも金糸眼又入る是ハ普通  
の刀よりハ火一程手本刀であります

上総守藤原兼重 刀

長サ二尺〇一分 及び三分二厘  
寛文二年六月十八日

ニツ 胴切落 山野加右衛門永久  
花押までも

同月廿七日 三ツ 胴切落 金銀交差



眼入る

ハ象眼ハ寛文の寛の字が金文の字  
が銀、二の字が金、年の字が銀と如標  
一ツ代り又入きてあり至つて洒落  
た象眼では類が折衷ありまじ

大和守安定 刀

長廿二尺二寸九分 磨上中心先切  
リ目新元ニツ身はハ  
三ツ洞截断 山野加右衛門六十

ハ歳永久花押まで金象眼又入る

大磨上大鋒魚銘服指 兼定の古極あり

長廿一尺四寸三分 及び三分 乱  
刃 比並定の極め至極最と右見え  
是より

寛文五年二月九日

ニツ洞截断 山野加右衛門永久  
花押まで金象眼不入る



長曾祢與里 服指

表に眞の俱例伽羅 表ハ昇竜珠を

通子彫物有之

長サ一尺五寸平造下

万治二年亥十月廿三日

二ツ胴切落 山野加右衛門永久

花押まで 金糸眼

濃州関任兼常 刀

長サ二尺二寸五分 直刃

万治三年子七月廿一日 山野加右

衛門永久花押まで 金糸眼

二ツ胴截断上服毛下三ノ胴

越前康継 間寸刀

長サ一尺九寸八分 表裏丸留樋

乱刃よく公素なり

表の方ハ五枚ノ高リ裏中心銀下に

波紋を彫つてあり其下に

寛文二年五月廿五日



三ツ胴截断 山野如右兩心六  
十四崙永久花押まで金糸服不入  
リこまきハ氣のきいた間寸刀であ  
ります

大和守安定 刀

長サ二尺三寸一分 乱刃

万治三年庚子九月廿二日

三ツ胴切落 山野如右兩心永久  
花押 金糸服又入る

をきに不當方空所持与富救可

子孫傳と何が坊主の名のやうな  
ものが入つております

大和守安定 刀 乱刃

万治四年辛巳年二月十一日

天下開闢以来五ツ胴落永久六十四  
歳切始之と糸服に入る

大和守安定 昭美 直刃



寛文二年霜月十三日

三ツ洞截断 山形如右 橋口永久  
花押まで 金糸眼不入

長曾祢母里入道序徹 刀

長廿二尺二寸九分 磨上げ中心の

先切る目釘穴二ツ

表亦殊毫 裏陰就彫物有之

寛文九年三月六日

二ツ洞兼西車截断 山形如右 門

永久花押まで 金糸眼三入

肥前國佐陸奥守忠吉 刀

長廿二尺三寸六分

二ツ洞截断 山形如右 橋口永久

花押まで 金糸眼三入

但長十八年月日なし

揚上片兼元 短冊 取指

長廿一尺七寸八分 刃久三本板



二代目の作と見ゆ  
中心表小寛文元年辛丑五月吉辰  
三ツ洞切落 山形加右雨心永久  
花押也  
同表小寛文四年甲辰三月吉日  
四ツ洞亦截断 山形加右雨心六  
十七年永久花押也

以上五十四字の金糸眼入る糸程入  
費のかりたるものと思はれず

康継以南蠻鏡 上二御紋あり

於武州江戸作之 腹指 乱目

長廿一尺五寸三分かさね玉つて厚

く表表丸当摺あり

寛文二年八月五日

二ツ洞截断 山形加右雨心永久

花押也 金糸眼に入る

山形勘十郎

○山形勘十郎久英試之部



長曾祢真正 刀

長廿二尺三寸六分 及び四合一至

乱刃

延宝二年八月廿九日

二ツ 綱截断 山形勘十郎久英

花押も 安永眼に入る

此刀ハ 銘句余程深き乱刃よく出来

ており一と通りノ 序徽の刀よりハ

優つております

大磨上げ無松大和屋掛と見ゆる刀

寛永八年辛未十月廿一日廿八歳時

切之

二ツ 綱切落 山形勘十郎永久

花押も 金糸眼小入る

比勘十郎儀の 実名并花押共同苗加

右南門と同一文にて 寛文比の勘十

郎試の 歟と全く異つた所あり

康継以南蛮鏡於武妙江戸作之とある



眼指

寛文七年九月五日

四ツ胴切落 山形勘十郎久英

花押金糸服に入る

磨上げ至鋳刀 古身宇多國宗と由る

乱刃

中心の表に

元禄二己巳五月十一日

一ノ胴截断 山形勘十郎久英

花押由 至糸服子入る

長曾祢虎徹與里入道 刀

長サ二尺三寸五分 六拵標有る乱

刃 是にハ

万治四年卯月十九日

三ツ胴切落 山形勘十郎成久と

金糸服に入る

前小巾上げた寛永八年勘十郎二十八

歳時切之とある刀を永知とあつて

是は成久とあり寛文頃より久



英とあり家後其實名が異つておりました  
すが矢張同一人の柄下ありませ

長曾祿彦徹入道貞里 服指

長カ一尺六寸 乱刀

寛永二年十二月廿七日

三ツ洞切落 山野勘十郎久英

花押由金糸眼まゝ入る

和泉守兼重 刀 生中心目釘穴一ツ

長サ二尺三寸六分 又リ四分三厘

直刃

胴三重同時二度打落

前代未聞劔 山野勘十郎切之 花

押也

以刀ハ同人試し普通の急眼よりハ  
少一太肉なる糸眼にて殊の外綺麗  
な中心でありませ

長曾祿貞里入道彦徹 刀



長サ二尺三寸五分

寛文五年十二月廿二日服毛ニツ桐

切落重貯三

寛文七年三月廿六日三ツ桐切落

山崎勘十郎久英 花押も金象眼

まゝ

其の三ツ桐切落<sup>三三</sup>あるハニの桐

三の桐にまゝ三の桐を三ツ重<sup>三</sup>ま<sup>三</sup>絞

して切つたおりのと見へます

山城守孫系國清 刀 太刀銘 鋸下

小葉を切る

長サ二尺四寸七分 及び六厘 中

直刃奇澤又出末

寛文七年二月十八日

ニツ桐切落 山崎勘十郎久英

花押も金象眼小入る

義濃関兼房 刀 磨り上げ中心の先

きにニ字銘残る

長サ二尺一寸五分

表裏後彫樋有



之 乱刃 銘の上に  
ニツ 胴落る 切手山野勘十郎  
花押

寛永十五年寅八月十三日かこつる  
へと金糸眼又入る  
此勘十郎試一子実名之花押ハ  
同苗加右衛門の花押と同標であり  
まゝ之の寛永八年試一子歟尻掛の  
刀にある同人試一の花押由是之同  
一でありさす此ハ始の程ハ加右衛門

つの実名花押までも借りて用いた  
ものか加右衛門ハ寛永頃より如何  
なる実名并花押を用いたものであ  
る可寛永試一のか右衛門糸眼ハい  
まは見法が類小摺にております然  
る所年齢ハ勘十郎が加右衛門より  
六ツ 年下たであります

山野吉左衛門試一

○山野吉左衛門久豊 試一ハ



近江守法城寺橋正弘 刀

直刃に湾心の交つた肉のよき刀に

寛文三年八月日の表銘有之をこれに

元禄元年辰十二月廿六日

二ツ 胴切落 山脚吉左衛門久豊

と切付けあり

磨上片物兼元 刀 初代大徳短冊銘

長廿二尺三寸五分 及び五分

三本枚

貞享四年十二月十一日

二ツ 胴切落 山脚吉左衛門尉久

豊 花押も 金糸眼も入る

富田弥一左衛門尉 ○富田弥一左衛門尉重經の試一ハ

佐々木一峯 刀

長廿二尺四寸半 乱刃表裏極有之

延宝四歳丙辰六月十二日

三ツ 胴落 富田弥一左衛門尉重經



花押も金象眼を入る

近江守藤原继平 刀

長廿二尺三寸五分及り六分半

目釘穴二ツ 是より長 二ツ桐鐔系

し切断之 三ツ桐落 密田氏眼前

小見見る 延宝八年庚申十二月廿

二日 富田称一本南門尉重經花押

末下金象眼を入る 是ハ見き由余

程丈夫如刀で量目を測つて見ま

右所標より長し目方二百二十枚高

りま一の始と刃長一一寸加掛目十

奴近く当る刀で所兼知の如く刀の

大小を知るより寸尺と目方を以て

考合せまするとさぐ小大小が分

りますたさへバ二尺三寸より二百

三十枚あると云ふ刀ハ余程並外を

の大きい刀で此継平なども矢張り

丈夫あり刀でありませす



出雲大橋藤系吉武 乱刃 二尺三寸

五分 及び四寸 四ツ桐切断之

延宝三年乙卯四月二日

富田孫一左衛門尉重徳 花判まで

重徳眼より入る

右陸奥守色保 刀 乱刃 二ツ桐

上柳付 下二の桐 天和二年壬戌

正月十九日切手茶屋人の名判を處

眼に入る

根津三郎兵衛

○根津三郎兵衛尉光政 此人の試ハ

出雲守藤系吉武 刀 二尺一寸五分

兩車落 元禄八乙亥年十一月廿二

日 根津三郎兵衛尉光政 花押まで

下金糸眼より入る

葉一を切つたる山城守藤系国清 刀

七字太刀 二尺三寸五分 及び

三分五分直刃 裸身目方百六十目小



て手短き刀 是を二ツ桐落<sup>上</sup>三<sup>下</sup>桐  
元禄四年辛未年三月日 根津三政  
兵衛耐光政 花押子で金糸眼を入  
る

松本長太夫試し

○松本長太夫雅友 此人の試ハ

和泉守兼定 刀 磨上 兼定の二字  
折込ぬにおる 幅の廣い刀で長サ一  
尺九寸六分 表裏二筋樋 銚付乱刃  
切先ハ少一延びて中鋒小かり一尺一

て真々切きさうな刀であり 是はハ  
元禄二 己巳三月六日 二ツ桐平土迄  
落截断之 松本長太夫雅友 花押ま  
で金糸眼小入つてあります

和泉守藤原兼定 直刃 二尺三寸強  
永正十七年八月日の表裏 二ツ桐  
落右同人の名判金糸眼入る今ハ此  
糸眼ぬききりて脚踏る



磨上無銘未関物刀 乱刃 二尺二寸  
粗末か疵ある小造ある刀 是もも  
二ツ 洞落右国人の名刺有り此刀  
ハ價の安い粗末亦刀でありませが  
中心の空龜眼ハ中々見事よ出来て  
死ります之を見ますると昔ハ刀が  
余程大切であつたことが相分りま  
す  
右松本と云ふ人の試しました柄ハ  
三刀見ましたたが何れも関物であつ

く関物が余程得業であつたと見へ  
ます

柴崎傳在石堂

○柴崎傳在石堂秦東連 此人の試ハ

二尺二寸九分 磨上表裏共至つて  
深き柄柄あり 軽手か刀 是もも

二ツ 洞切断 寛文十二年八月三

日 柴崎傳在石堂 正次花押まで  
金一丁入つて存ります



陸奥守藤原経重 刀一尺九寸七分  
寛文九年酉十月七日 二ツ胴截断  
右同人の試一鉄金にて入つて在り  
此陸奥守藤原経重と云ふハト  
と名も亦い輒治で珍しいものゆへ  
細べて見まゝハが奥物輒治で相州  
細廣の門人時代寛文頃とありま

松崎又左衛門重貞 此人の試ハ  
江州任人佐々木源一峰 二尺八分半

表の方切刃元小大極有れより上二  
筋極  
表ハ 鑄造して持極有之 大乱刃  
延宝天和頃の太坂上工の仕と見ゆ  
る少素是ハは無鐔二ツ胴截断之  
天和三年亥十月六日 松崎又左衛  
門重貞 花押まて空象眼不入

松崎新右衛門尉森重の試一ハ  
五鉄刀 越前千代鶴一泓と見ゆ

松崎又左衛門重貞



中心の表小 大摺付截断之 天和  
 元年 辛酉十一月廿九日 秋崎新右  
 南門尉森重花押下重象眼子入石  
 祖右の又左南の試ハ天和三年  
 新右南の試ハ天和元年 又左  
 南のハ重貞で新右南のハ森重 因  
 卜く重の字が付いて終りますから  
 兄弟か従兄弟か何可縁の続いた人  
 であらうかと思惟致します

服部勘右南の試

○服部勘右南の試一左のハ

大和 大楢 篠原 正則 磨上 二尺三寸四  
 分 中直 丹 表子 元禄五年壬申  
 二月九日 於洛陽 服毛 隋 切手 服部  
 右南の 証人 山内 弥太夫 とあり  
 ます

真嶋貞右南の試

○真嶋貞右南の試ハ

兼岸 刀 磨上 物 目釘 穴 二ツ 中心 先



切る 二尺四寸一分 中直刀 表  
裏に土落ちあり  
大昭毛了ハラ二枚掛る切心中亭  
保二年酉二月廿六日於嘉淑様之  
切手真嶋負右衛門 見届 中村密  
之丞 吉村又五郎と 是ハ 棒鞘に  
墨書又波にてあります

大沼甚左衛門評

○大沼甚左衛門正重の試ハ  
康継作の巾度大指差 以南蛮鉄槍武

州江戸とあり 中心の片面より羽  
物庄内細生村に於て五十余の者を  
ホソコシハラフ其刃を以て大立割如  
き服毛全 切手大沼甚左衛門正重  
と附付あり

村中藤右衛門評

○村中藤右衛門の試ハ  
大和太極安定作刀 万治二二月廿三  
日 夕イハ 藤新味上々 斬手村  
井藤右衛門花押まで至急眼に入



是ハ大和守安室の御歎と申すこと  
であります

大島庄兵衛

○大島庄兵衛の試ハ

磨上無銘 松目鍛乱刃直手赤る刀  
表に寛文六年七月十六日二ツ胴落  
壇松 斬手大島庄兵衛花押まで  
象眼を入る

松波四郎兵衛

○松波四郎兵衛の試ハ

前の寛文六年の矢島庄兵衛の  
歎刀に十年の後より中心の表小  
延宝三の十二、四ツ胴切手松波四  
郎兵衛花押まで附がります

三浦右衛門

○三浦右衛門重治の試ハ

無銘 加州物新刀股差 長サ一尺  
七寸五分 磨地は松ハ必あり 小  
鍔付小乱刃 中心の表小銀象眼の  
花押二 裏に 大カリカ不兩度  
全



二ッ 綱 敷度土壇入 小川八郎右衛門  
是様重治花押まで金糸眼を入る

磨上無垢刀 直刃 二尺三寸強 及

リ七分 三系物と見ゆる肉の良

刀で 表の先と獨挿小流極 表小

香箸 二ッ 綱 落 夷鐘下旬 重治

の花押もあり 比重治ハ小川ハ郎

右衛門重治の花押と同トでありま

すから矢張同人の試と見へます

たいく 木かおけりへ前 正務花押

比正務と云ふ人の姓名が知れませ

ぬ 小川ハ加勢の人と申すことば

ありますから矢張正務も加勢の人

であります

梅沢六左衛門評

○梅沢六左衛門試ハ

関兼房刀 二尺四寸三分 及び四分

ハ至 乱刃 寛文二年寅三月十三

日 二ッ 綱 截断 梅沢六左衛門 勝泉



と坐象眼見り小入る然る処傍の字  
の下一字が目釘穴へ隠れて不分明  
此刀ハ余程大きい棟割が有り尤も  
棟割ハ用前より支あ一方であり  
ます

三村正延試

○三村正延試ハ

肥前國伊勢大塚為系吉廣 直刃刀

長廿二尺三寸許リ

二与二重落之以其刃復落二之胴

元禄三庚午二月十九日 三村正延  
坐象眼入る 此三村氏ハ藝州  
法孫家の切手にて有名な人であつ  
たと著りまゝ

鴉飼十郎左行試

○鴉飼十郎左門尉義真の試ハ

古鉄和包重 天正十五年二月日祐

上るにあり刀 三ツ胴 鴉飼十郎

左門尉義真 貞享五年戊辰二月

十三日 坐象眼に入つて存りま



す

鶴飼勘解由試

○鶴飼勘解由試ハ

孫物杵山係長清 片平切刃片平鑄造  
一尺九寸三分六釐 ワキケヲ千  
鶴飼勘解由長 二あつてまぶ下が  
あつたやうでありますが中心の先  
を切捨てまして只今ハ 鶴飼勘解  
由長 二云ふだけ附が附つては  
ります

伊庭左京試

○伊庭左京の試ハ

磨上各款兼元 刀鉾ツキ 三本枚崩し  
二尺一寸一分 及び六分半 中心  
表小 ニツ洞切落 伊庭左京 二  
真鍮で急眼又入つて彼是の標子合  
から見ますると何き寛永時代から  
後の人ではあいやう小思を急眼  
に余程古雅な所があります

二



出井仁左門試

○出井仁左門の試ハ

濃州関任兼定作と七字歌の刀磨上  
作て中心の先切目釘穴二ツ下の穴  
埋る銘の上ハ  
立袈裟籠釣籠とあり 表ハ 武物  
江戸松神田甲賀町出井仁左門切  
之祐正花押也 長ハ二尺三寸三分  
乱刃の直手か刀下 此糸眼の入方  
ハ元禄時代より余程古ハ入方であ  
りまして先づ寛永年間位の時代也

中西十藏試

○中西十藏如光の試ハ

あらりかと存トます此刀ハ近斬の  
流行つた時分の立袈裟籠釣籠也右  
の出井氏ハ白柄組の一人であつた  
とか中を度々を羨りました

肥前國任近江大塚藤系忠廣 中直刃

長サ二尺四寸

切子中西十藏如光花  
切子中西十藏如光花  
切子中西十藏如光花  
切子中西十藏如光花



比良野貞彦試

○比良野貞彦試ハ

棚上各物見ゆる刀

撃鹿頭余刃穿地尺余 試者比良野貞

彦大谷川前島源勝義帶之 切付

付アリ 此刀ハ 二尺四寸二分

乱刃 表裏ニ極ガアリます

大澤雅樂助試

○大澤雅樂助試ハ

小笠原庄裔長旨以鍛丸鍊之花押也

直刃二尺四寸七分 大袈裟大

眼毛二辺切平土迄 山野氏弟子大  
沢雅樂助切之 此付付アリま  
す

桑山丹後守貞試

○桑山丹後守貞試ハ

第一根津守藤原永重刀 是ハ仙台朝

治中心ノ萬一が切つてアリ 柘

目朝ハ 奥物仙台住和田半之助房

長依貴僧僧三七日獲摩命永重造之

附与 後五位桑山氏兼丹後守藤原

ハ



貞政 印蒔ニツ胴 常帶焉ニツ胴  
と切付あり

官井六兵衛

○官井六兵衛 金子助丞 大河八右衛

門 三人の試ハ

兼元刀 三本松 二尺四寸斗

三ツ胴蒔 大河八右衛門横 表小

ニツ胴蒔 切手官井六兵衛

頭割平土入 金子助丞様之

以上空糸服より入つて其傍より銀糸服

また 奥村因幡守和豊所持之  
あり

右奥村氏ハ加賀の家老の奥村氏の  
弟で矢張加賀前田家又大身小抱へ  
られたるいたた標子ですが何分我儘  
の人で束縛さるゝを嫌ふて加州を  
立退いたと申余程話のある人だ  
あつたところあるであります 此刀  
を後又越前福井の人が持つてあり  
まして堀尾豊の所取次より先年宮



内省に後買上と云つて存ります  
 其他は宮井六兵衛と大河八右衛門  
 と毒人にて試した刀ハ  
 兼元 揚上刀 短冊銘 三本枚 二  
 尺一寸五分 及び四分  
 明曆二年九月十九日 たいく土  
 土壇入  
 宮井六兵衛花押様之  
 萬治二年六月八日 三ツ胴土壇入  
 大河八右衛門花押様之

二行小四十六字斗り金糸眼と入て  
 おりませ

無銘坂倉関正利亦阿弥長檄鞘書あり

刀 二尺一寸四分乱刃

たいく土壇松 寛永十九年十一

月八日 大河八右衛門長次花押

此刀の鞘書亦大河八右衛門者加賀

之士元和寛永ノ頃利常中納二仕フ

当時其業ヲ以テ名了リ明治十七年

甲申春三月鑑定併識之本阿弥長檄



とありますさすきバ 大河ハ右  
門 宮井六兵衛 金子助丞おび皆  
お加賀の人であらうと思ふ礼ます

熊田戸平試し

○熊田戸平試ハ

加州清光 直刃の粗刀 斬手熊田戸  
平とあります 上ニ試の金糸服  
が沢山あります すが上の方ハ  
糸眼ぬき取りた、き淡一文字が流  
並叔す

○熊田戸兵衛友輔試ハ

和泉守千手院盛國 生中心 目釘穴

一ツ 長サ二尺三寸余 面刃 中

程より上まで刃廣く俵徹の如く仰

山子銚へて足入にあり直小江戸打

と見ゆる刀 寛文八年十一月廿三

日三ツ洞落 熊田戸兵衛友輔花押

までも銀糸眼に入つてあり前のを

戸平とあつて是ハ戸兵衛とありま



すが時代被是かゞ或ハ田人かと思  
ひます

井上文七郎試ハ

○井上文七郎試ハ

國貞二字銘刀 國貞ハ會津船泊也  
リまゝにて表物ハ 元禄八乙亥年八  
月日ごあり 中心の表小 元禄十  
年丁丑十月十六日 於會津井上文  
七郎務澄一獨試之松土壇 空  
て入つて存ります

山田源五郎試ハ

○山田源五郎 須藤五太夫試ハ

康継 於越前作 二尺五寸三分  
乳割 山田源五郎  
兩車 須藤五太夫 於武州古塚系試  
之

干時天明八年戊申秋八月二十日  
と切附あり

山田吉豊試ハ

○山田吉豊の試ハ



傳芬介孫系宗次 乱刃刀

表銘 安政三年十一月吉日とあり  
其傍又同五年三月十三日於千住山  
田吉豊試之太々土壇松切附あり

山田朝右衛門の試ハ

○山田朝右衛門の試ハ

石堂運壽齋是一作 二尺二寸四分  
及び六分半 劍菴字彫あり之  
傍奇字乱刃 中心の表に三ツ葵の  
紋を切り 為市尹遠山君 石堂運

壽齋是一作 嘉永元年八月日表銘  
有之 同年十一月於千住一ツ洞截  
断 切手山田朝右衛門吉利 と切  
付けてあり 此石堂又葵の紋を許  
されまゝの名家茂將軍より法差  
料の太刀を依注文があり其首相録  
したと申す也であります

山田五三郎の試ハ

○山田五三郎の試ハ

長曾祢貞正 照差 一尺六寸八分半

山田